

消費者教育出前講座実施要綱

1 事業趣旨

市民の消費生活の安全及び向上を図ることを目的として鳥取市消費者行政基本方針に基づき消費者教育出前講座（以下「出前講座」という）を実施する。

2 事業内容

出前講座は、対象団体等からの申込みに基づき、次に掲げる講座のいずれか又はその組み合わせにより実施し、消費生活に関する情報の提供等による消費者教育を行うことをその内容とする。

- (1) 鳥取市消費生活センター（以下「センター」という。）の消費生活相談員その他の職員による講話、DVD上映等
- (2) 鳥取市消費者団体連絡協議会による消費者寸劇

3 対象団体等

出前講座は、市内の自治会、地区社協、公民館、老人クラブ、婦人会、PTA等の団体、事業所又は市民グループであって、概ね10名以上の参加を見込めるものを対象とする。

4 実施時間等

出前講座は、原則、午前10時から午後8時までの時間の範囲内において、1回当たり概ね90分以内で実施するものとする。ただし、12月28日から翌年1月4日までの日、他の行事等により対応できない場合等は、別途日程等について申込み団体等と調整を行うものとする。

5 経費等

- (1) 出前講座の会場は申込み団体等が確保し、使用料等の会場に係る経費は申込み団体等が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、出前講座の実施に要する経費は、無料とする。

6 申込み方法等

- (1) 出前講座を希望する団体等は、消費者教育出前講座申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、実施希望日の2週間前までに持参、郵送（必着）、FAX、電子メールのいずれかの方法によりセンターに申し込むものとする。
- (2) 出前講座の申込みは、原則として1団体等につき同一年度内で1回に限り受け付けるものとする。

7 実施の決定等

- (1) 出前講座の申込みがあったときは、センターは日程等を調整し、速やかに申込み団体等に結果を連絡するものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか出前講座の実施に関し必要な事項は、センター所長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。

消費者教育出前講座申込書

年 月 日

(申込先) 鳥取市消費生活センター所長 様

(申込者) 団体名または代表者氏名 _____

住所(〒 -) _____

(連絡先/ 職場・自宅) 氏名 _____

電話 () _____

FAX () _____

希 望 事 項	
希望の日時	(第1希望) 年 月 日 (曜日) : ~ : (第2希望) 年 月 日 (曜日) : ~ : (第3希望) 年 月 日 (曜日) : ~ :
会場	施設の名称 _____ (階・ 会議室) 住所(〒 -) _____ 鳥取市 _____ 町 _____ _____ 電話 _____
集会の名称	主催者
参加対象者 (予定人数)	団体名(グループ名) _____ 参加予定者(名) 参加内訳(男 名・女 名) 年代構成(才代~ 才代)
講座の内容 (希望する番号にマルをつけてください)	1. 消費生活センター職員による講座 2. 鳥取市消費者団体連絡協議会による「消費者寸劇」 3. 上記、同時開催を希望する 4. その他 ()
その他	(1) 過去の受講状況 (有(年 月頃) ・ 無) ◆プロジェクターの有・無 ◆スクリーンの有・無 ◆備考

【申込先】 〒680-8751 鳥取市幸町71

鳥取市市民生活部市民総合相談課 鳥取市消費生活センター

(市役所本庁舎29番窓口)

電 話 : 0857-20-3863 ファクシミリ : 0857-20-3919

Eメール : syohisoudan@city.tottori.lg.jp